第7回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する 保育事業者検討会

- 1 日時 平成21年2月16日(月)15:00~17:00
- 2 場所 中央合同庁舎第7号館 1320号室
- 3 議題 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について
- 4 配付資料
 - 資料1 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告 (案)
 - 一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けてー(概要)

(第21回社会保障審議会少子化対策特別部会資料)

資料2 今後の保育制度の姿(案) (概要)

(第21回社会保障審議会少子化対策特別部会資料)

参考資料 1-1 全国私立保育園連盟提出資料①

参考資料 1 - 2 全国私立保育園連盟提出資料②

参考資料 2 全国保育協議会提出資料

参考資料3-1 日本保育協会提出資料(1)

参考資料3-2 日本保育協会提出資料②

社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告(案)

第7回次世代育成支援のた めの新たな制度体系の設計 に関する保育事業者検討会

資料 1

一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて一

(概要)

□○ 本部会は、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計のため、本年3月に検討開始、<u>5月に「基本的考え方」</u>をとりまとめ。

○ その後「経済財政改革の基本方針2008」の「保育サービスの規制改革について平成20年内に結論」等、各方面より様々な指摘。

○「基本的考え方」やこうした指摘も踏まえ、本部会は9月に検討を再開、制度の具体化に向け、保育を中心に、●回に渡り議論。 今後の新たな制度体系の詳細設計に向け、保育を中心に議論の中間的なとりまとめを行うもの。

1 これからの保育制度のあり方について

(1) これまでの保育制度が果たしてきた役割

- <u>現在の保育制度は、昭和20年代</u>、女性の雇用労働者としての就労が一般的でなかった当時、特に支援を要する「保育に欠ける」子どものために<u>骨格がつくられた。</u>その後、関係者の尽力により、家庭の状況等に関わらず子どもの健やかな育ちを支援。
- <u>平成9年に、従来の措置制度を一部見直し</u>、市町村が利用者の希望を勘案して入所決定する制度へ。 しかしながら、待機児童の解消や地域の保育機能の維持など、近年の社会環境の変化による課題に対応しきれていない現状。

(2) 検討に際しての前提

○ 「基本的考え方」に基づき、すべての子どもの健やかな育ちの支援を基本に置くこと、保育の公的性格・特性を踏まえること、人口
減少地域等を含めた保育機能の維持、選択できるだけの「質」の確保された「量」の保障・財源確保が不可欠であること等を前提。

(3) 保育をとりまく近年の社会環境の変化 (検討の背景)

① 保育需要の飛躍的増大

- i) 共働き世帯の増加···特に支援を要する子どもの措置としての性格から、<u>多くの子育て家庭が広く一般的に利用するサービスへ</u>
- ii)大きな潜在需要···未就学児のいる母親の「就業希望の高さ」と現実の「就業率の低さ」との大きなギャップ
- →女性の就業率の高まりに対応し、子どもに健やかな育ちを支える環境を保障するためには、<u>スピード感ある抜本的拡充が不可欠</u>。

② 保育需要の深化・多様化

- <u>i)働き方の多様化・・・子育</u>て期の女性の相当部分は<u>パート等非正規雇用</u>、母親の多くも子どもが小さい間、短時間勤務を希望
- <u>ii)親支援の必要性の高まり・・・子育で環境が変化する中、一人ひとりの親と向き合い、成長を支援する必要性</u>
- iii)すべての子育て家庭への支援の必要性・・・核家族化・地域のつながりの希薄化の中、子育ての孤立感・不安感・負担感が増大
- ③ 地域の保育機能の維持… 待機児童がいる都市部等の一方、人口減少が進み、地域の保育機能の維持が困難となる地域も。

(3) 保育をとりまく近年の社会環境の変化 (検討の背景) (続き)

- ④ 急速な少子高齢化への対応-社会経済の変化に伴う役割の深化
- ・・・・女性が「就労」を断念せずに「結婚・出産・子育て」ができる社会の実現を通じ、<u>我が国の社会経済や、年金・医療・介護を含む</u> 社会保障制度全体の持続可能性を確保していくという緊急的・国家的課題に関わる新たな役割が期待されるように。
- ⑤ 多額の公費投入を受ける制度としての透明性·客観性等の要請···年間1兆円の公費投入がある制度となったことに伴う要請

(4) 現行の保育制度の課題

① スピード感あるサービス量の抜本的拡充が困難

i)利用保障の弱さ

現行制度は、<u>市町村に「保育の実施義務」</u>を課し、市町村の義務履行を通じ、保護者に保育所が利用される仕組み。 ただし、「保育の実施義務」には「例外」が有り、保育所が足りなければ、「その他適切な保護」もあり得る(認可外のあっせんでも可)。 このように、個人に対する利用保障が弱い上、厳しい財政状況との兼合いから市町村の基盤整備も困難な仕組み。

* 他の社会保障制度(医療·介護·障害)では、認定等でサービスの必要性が客観的に認められれば、例外なく受給権が生じ、保険者又は行政が、義務的にサービス利用に伴う費用を支払う仕組み。

ii) 認可の裁量性による新規参入抑制

保育所の認可権者である都道府県に広い裁量有り。待機児童がいる市町村で客観的基準を満たしていても、必ずしも認可されず。

* 他の社会保障制度(医療・介護・障害)では、客観的基準を満たした事業者は、原則として給付対象として指定される仕組み。

iii) 主体間の補助格差や運営費の使途制限等による新規参入抑制

NPOや株式会社は施設整備補助の対象外。また、運営費収入の使途制限により、既存施設による経験を活かした新規開設に制約。

iv) 保育の必要性の判断と受入保育所決定の一体実施に伴う需要の潜在化

市町村が保育の必要性の判断と受入保育所決定を一体的に実施。定員より過剰になると、窓口等で需要を潜在化させやすい側面。

② 深化・多様化したニーズへの対応

i)保育の必要性の判断基準のあり方

「保育に欠ける」か否かの判断基準が条例に委ねられており、<u>保育所が足りないと短時間就労は認めないなど</u>、財政状況との兼合い等で基準を厳しくせざるを得ない傾向。また、地域により、<u>母子家庭や虐待事例</u>等の十分な利用確保がなされていない。

ii)保育の必要性の判断基準の内容

<u>夜間や短時間、求職者</u>だと認められにくい、<u>同居親族</u>がいると認められない等。

iii) 保護者と保育所との関係性

実情を最も良く理解している保護者・保育所の当事者間で、より良い保育に向けた相互理解や協働をより深めていけるような、より向き合った仕組みの制度的な保障 等

(4) 現行の保育制度の課題 (続き)

- ③ 認可保育所の質の向上
- <u>i)最低基準のあり方</u>(居住地域にかかわらず子どもに健やかな育ちを支援する環境を保障しつつ、地域の創意工夫を活かせる 仕組みの要請)
- <u>ii)最低基準の内容</u>(子どもの発達保障のための施設設備·従事者の資質·配置のあり方)
- iii)保育士の養成・研修・処遇等(保育の量の抜本的拡充に向けた計画的養成、専門性向上に向けた研修、処遇改善等)

④ 認可外保育施設の質の向上

- · 現在、約1万箇所の認可外保育施設を約23万人の子どもが利用(認可保育所の施設数の1/2、利用児童数の約1割)。 一部の補助・助成を除き、制度的な公費投入はない。
- ・ 個人立の小規模施設が多く、面積基準を満たしているのは6割以上、調理室は約半数、保育士比率は約6割という現状。
- ・利用者の6割は、認可保育所と比較の上で、空きがない等の理由で認可外保育施設を利用しており、<u>すべての子どもに健やかな</u>育ちを支える環境を保障するため、最低基準の到達に向けた支援が必要。また、公平性確保のための方策も要検討。

⑤ 人口減少地域における保育機能の維持・向上

- ・ 現行制度では、過疎地域等のための「小規模保育所」(認可保育所)の制度があるが、定員20人以上が求められる。また、「へき地保育所」(認可外保育施設)であれば10人で足りるものの、財政支援が一定水準にとどまる。一方、人口減少地域では、一般に非常に厳しい財政状況を抱えている中、すべての子どもに地域の子ども集団の中での成長を保障する必要性。
- ⑥ 多様な保育サービスについて
 - i)休日保育·夜間保育等
 - ・現行制度では、実施の要否を市町村の判断に委ねているが、<u>整備が進まず(認可保育所に占める実施率は休日保育3.8%</u> 夜間保育0.3%)。事実上、休日・夜間は認可外保育施設の利用とならざるを得ない場合が多く見られる。
 - ii) 病児·病後児保育
 - ・ 現行制度では、実施の要否を市町村の判断に委ねているが、<u>整備が進まず(認可保育所の利用児童約2700人に1箇所、</u> 1市町村当たり0.4箇所)。また、現行の補助制度は、施設類型毎の単一な単価設定で、受入人数規模や実績に対応せず。
 - ・ 一方、病児・病後児保育は、<u>利用者数の変動が大きく、運営が安定し難い特質</u>。こうした特質と事業実績の双方に配慮した 拡充方策が必要。
- (5) **今後の保育制度の姿** (※その実現には財源確保が不可欠であることに留意が必要)

→ 別添

2 放課後児童クラブについて

(1) 現行制度の課題

- 保育と同様に、大きな潜在需要に対応した量の抜本的拡充に向け、場所・人材の確保が大きな課題。
- 制度上の位置づけも、<u>市町村の努力義務</u>にとどまっており、利用保障が弱い。<u>質の確保はガイドライン</u>等で対応している。
- 財源面についても、<u>裁量的補助</u>であり、<u>国庫補助基準額と運営費用の実態の乖離</u>が指摘。<u>従事者の処遇も厳しい状況</u>。

(2) 新たな制度体系における方向性

- 質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源確保と併せ人材確保のための処遇改善が必要。
- 基準の必要性やあり方等、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)、財源面の強化について、さらに検討が必要。

3 すべての子育て家庭に対する支援について〉

(1) 現行制度の課題

- 各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっており、実施状況に大きな<u>地域格差</u>。
- とりわけ、一時預かりについては、保育との公費投入の公平性の観点からも、

 一定の利用保障が求められる。

(2) 新たな制度体系における方向性

- すべての子育て家庭に対し、子育ての孤立感・不安感・負担感の解消に向け、支援を強化する必要性。
- 一時預かりの保障強化に向け、<u>制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)・財源面の強化について、さらに検討が必要</u>。
- 相談援助やサービス利用調整等を含む子育て支援のコーディネート機能の位置づけ、地域子育て支援拠点事業の量的拡充 や機能充実、各種事業の担い手の育成等についてさらに検討が必要。制度上の位置づけ、財源のあり方についてもさらに検討。

4 情報公表・評価の仕組みについて

- 利用者のより良い選択、サービスの質の確保・向上等に向け、公的主体による<u>情報公表制度</u>の具体化に向けさらに検討。
- 第三者評価制度については、評価機関の質の向上、受審促進の方策等についてさらに検討。

5 財源・費用負担・新たな制度体系について

- <u>社会保障国民会議最終報告</u>の指摘のとおり、<u>少子化対策は国の社会経済や社会保障全体の持続可能性の根幹に関わるもの</u>。 <u>新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠</u>であるが、必要な負担を次世代に先送りすることはあってはならない。社会全体 (国・地方・事業主・個人)で重層的に支え合う仕組みが必要であることを前提に、新たな制度体系の全体像を検討する中で、 以下の点について、引き続き検討。
 - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み、また、公立保育所一般財源化の影響を踏まえた議論
 - ・事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み
 - ・ 新たな制度体系に求められる「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」の要素の制度設計上の具体化
- う後、本報告を踏まえ、新たな制度体系のさらなる詳細設計に向け、税制改革の動向も踏まえながら、検討を続けていく。

今後の保育制度の姿(案) (事務局の整理による考え方の比較表)〈概要〉

第7回次世代育成支援のた めの新たな制度体系の設計 に関する保育事業者検討会 平成21年2月16日

資料2

※関係者の多様な考え方の中から典型的なものを事務局において整理したもの。

	<u> </u>		<u>E # 37/19/10/00 / CIE 24 0 / C 0 0 / 8</u>
	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
保育制度のあり 方に関する基本 的考え方	○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が 進まないのは、 <u>制度的問題ではなく、財源が不十分であるため。</u> ○ 財源確保とともに、運用改善を行うべき(現行制度を基本的に維持)。	○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が 進まないのは、 <u>財源が不十分であるだけ</u> でなく、制度に起因する問題もある。 ○ 財源確保とともに、現行制度について 必要な改革を行うべき。	○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応は、 市場原理に委ねることにより達成される べき。(価格を通じた需給調整に委ね る)
1 保育の必要性 等の判断	○ 市町村が、 ① 保育の <u>必要性・量</u> ② (需要が供給を上回る場合)利用希望者	○ 市町村が、 ① 保育の <u>必要性・量</u> ② 優先的に利用確保されるべき子ども	○ 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か 等の粗い確認の下に <u>バウチャー額を決定</u> 。
(1) 基本的仕組	る <u>間の優先度</u> ③ <u>受入先保育所の決定</u>	(母子家庭、虐待等)かどうかを判断。	○ 利用確保されにくい者には、 <u>バウ</u> <u>チャー額を上乗せ</u> 。
	を一体として判断。 ※ 受入先保育所が足りない場合は、 保育の必要性・量について、独立した 判断はなされず	※ 保育の必要性・量について、受入先 保育所の決定とは独立して判断を実施。→ 客観的に必要性が判断された者に 対する例外ない受給権付与により、 需要も明確化。	
		※ 保育所に <u>応諾義務(正当な理由なく</u> <u>拒んではならない</u> と、優先的に利用 確保されるべき子どもの <u>優先受入義務</u>	
(2)判断基準の 設定		」 、優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭・ <u>基準を設定。(その上で、地域の実情に応じた</u> ども集団の保障、きめ細かな判断基準等))	○ すべての子育て家庭を対象。 (既存の財源を、就労家庭か専業主婦家 庭か等の粗い区分により、均等にバウ チャー等で配分。)
(3)判断基準の 内容 (給付対象範囲)	○ 就労を理由とするものについては、以下 ・ <u>短時間就労者</u> に対しても就労量に応じた ・昼間の保育を基本としつつ、 <u>早朝・夜間</u> ・ <u>求職者</u> に対しても必要性を認める。 ○ 就労以外の事由(同居親族の介護、保護 保障。	:必要量を判断。 など時間帯にかかわらず必要量を判断。	1
	○ 同居親族の有無を問わず必要性を認める ○ 専業主婦家庭に対しても一定量の一時預		'

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
2 保育の提供の 仕組み (1)利用保障の 基本的仕組み	○ 現行制度維持(市町村による「保育の実施義務」の履行を通じた保障) ○ 現行の「保育の実施義務」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。 ※ 過去、市町村の事業で同化・定着したものは、一般財源化される傾向	○ 客観的に必要性が判断された者に、 受給権を例外なく付与。 ○ 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供 体制整備責任や利用支援(利用調整等) からなる実施責任を課す。	○ 個人に一定額のバウチャーの受給権を 付与。【バウチャー制】
(2) 利用方式	○ <u>市町村-利用者、市町村-保育所の間</u> <u>に契約関係</u> があり、 <u>利用者と保育所の間</u> <u>には利用契約なし</u>))【現行制度維持】	○ 市町村 – 利用者、市町村 – 保育所の間 の関係・適切な関与に加え、利用者が保 育所と受給権に基づく公的契約を結び、 より向合う関係に。【新たな三者関係】	〇 利用者が、一定額のバウチャーに自己 負担を上乗せし、市中の事業者と <u>直接契</u> <u>約</u> 。【市場原理の直接契約】
3 参入の仕組	 ○ 将来の児童数減少等を勘案し、<u>裁量性ある現行の都道府県の認可制度を存置</u>(待機児童がいても認可拒否が可能) 【現行制度維持】 ○ 施設整備費や運営費の国庫負担引上げ等で参入を期待。 	○ <u>客観的基準を満たす事業者は、給付対象</u> とする仕組みとする。【客観的基準による指定制】 ※ 施設整備費(減価償却費)については、 運営費に相当額を上乗せを検討。 ※ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難とならないような措置(指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等)について、さらに検討。	○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。 (市町村と保育所の間には 給付等に関する関係性なし) 【自由市場】
4 最低基準	○ 客観的基準を満たす事業者を給付対象と	こし、保育の質を確保。	〇 <u>幅広く利用者が選択</u> した事業者のサービスにバウチャーを充当。
	① 市町村へ 入所申込み ⑥ 保育料の 変払い 利用契約 ② 保育に欠ける」 ② 保育に欠ける」 ② 大麻育に欠ける」 ② 大麻先を決定 利用者 ③ 日前 ③ 日前 ③ 日前 ※認可に広い裁量有り	① 保育の 市町村 必要性の 料断申請 保育の実施 保育の実施 保育の実施 保育の実施 保育の実施 保育の実施 保育 保育 (統付承務) 提供体制整備責任 利用調整等 ② 判断 ② ② 対射 ② ② 対射 ② ② 対射 ② ② 対射 第二十二章 監督 ② ② 第二十二章 監督 ② 《都道府県》 ※客観的基準に基づ 指定制	_

٠,

4

		たな保育の仕組み ^{保障の強化等+財源確保」案)}	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
5 費用設定	○ 所得にかかわりなく一定の質の保育を保障するため、 +利用者負担額)を公定。【公定価格】	保育の価格(公費による補助額	〇 事業者が自由に価格を設定。
6 給付方法 (補助方式)	(市町村が保育所に <u>月単位</u> で運営費を支 払い、 <u>市町村が利用者から保育料徴収。) 支払い(代 じた単価設 営に配慮。 ○ 保育料徴本としつご</u>	が利用者に対する給付義務を負 所上は市町村が保育所に対して 理受領」。利用量(必要量)に応 設定を基本としつつ、安定的運 対収は、保育所が行うことを基 の、未納があっても子どもの保 されるよう、また、事業者への 関した方策(市町村の関与等)を す。	○ 市町村が利用者へバウチャーを支給 (直接補助)。 ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己 負担を上乗せし、市中の事業者に支払い。
7 認可保育所の質の向上	○ 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ち受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点にを図っていくことが必要。 その上で、保育の質を考える上では、子どもとともにもと親が地域社会とのできるがりを強める場としての機能のことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要。 ○ 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちをの「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要。 ○ 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高より、保育士の処遇、専門性の確保等)について、協設長や保育士に対する研修の制度的保障の強化や、ステップアップが図れる仕組み(専門性ある保育士で、後割など)について、また、研修の受講を可能とするたて、財源確保と併せさらに検討。 ○ さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップしおいて評価する等により、処遇改善を併せて進めていくさらに検討。	立って、保育の質の維持・向上 親が成長することの支援、子ど 親保護者と保育所がとも、そ 接する場の要であり、今後とも、そ 医球の場合の 変変 環境の向向を と研修をできる。 ない 神心にと 併せさらに 大子 の の と は 、 給付に と の 配置に関しては、 給付に た 者の配置に関しては、 給付に	○ 競争(市場において選択されない事業者の撤退)により、質の確保を図る。
8 認可外保育 施設の質の 引上げ	化により対応すべき。もを含め、を保障する向け、一定	育施設を現に利用している子ど すべての子どもに健やかな育ち 観点から、 <u>最低基準への到達に</u> 水準以上の施設に対して、一定 的な財政支援が必要。	〇 認可・認可外を問わず、バウチャー を充当可。
9 地域の保育 機能の維持・ 向上	小規模サービス類型の創設、多機能型の支援などによ ○ 人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のありも含め、さらに検討。		○ 需要に見合った最適なサービス提供が 市場を通じてなされることに期待 3

第7回次世代育成支援のた めの新たな制度体系の設計 に関する保育事業者検討会

参考資料1-1

平成21年2月16日

少子化対策特別部会の保育制度改革案について 全私保連の考え方と意見

平成 21 年 2 月 16 日 (社)全国私立保育園連盟

I. 次世代育成支援施策の中での保育制度 - 経過と背景

(はじめに)

- 次世代育成支援のための新たな制度設計は、少子化対策の一環として、働くことと家庭生活(結婚・出産・子育で)を両立させるための支援、さらに、すべての家庭の子ども支援についての包括的施策の構築であると位置づけられています。とくに、女性の就労を支援するとともに、同時に子育てを支援する保育所機能を拡大していくことによって、予測される労働力不足と、少子化の歯止めに機能するとしてきました。つまり、全ての子ども(家庭)の支援を対象することを前提にしつつ、なかでも、保育所機能を施策の重点とし、保育の「質」を確保した「量的拡大」という視点で、保育制度の設計については検討されてきました。
- 1. 制度設計の背景 少子化対策、財政課題、包括的な設計等 《 少子化対策としての家庭支援対策 》
- わが国の少子化に歯止めがかからず深刻になっていることや、子どもの育つ環境が大きく変化し、孤立化した親子や子どもの育ちに異変が見られることなどが、制度見直しの背景になっています。とくに、待機児童の早急な解消(3歳未満児1.5万人、3歳以上児0.5万人)が求められていることや、就学前の子どもが育つ居場所として、フルタイムの就労支援という定型的な保育機能だけではなく、一時保育や育児相談、親子のふれあいの場など多様なニーズが存在し、拡大していることがあげられています。このため、全ての家庭(就学前の子どもが700万人)と地域に対する支援策の必要性に迫られていることや、幼稚園の保育園化(預かり保育は私立で90%)の拡大や認定こども園の増設計画等があるなかで、多様なニーズへの社会的な対応が求められ、あらためて保育の機能と役割の包括的整備を図っていこうというものです。

《 大幅な財源投入 》

○ わが国の少子化が深刻であるにもかかわらず、国、自治体の予算・補助金があまりにも不十分で、大幅な増額が緊急に望まれます。少子化対策の財源投入は、わが国では平成19年度のGDP比で0.83%と、EU諸国のGDP比2~3%に比べて極

めて低いものになっており、子育て家庭に対する施策が見劣ることは否めません。保育所に限っても、職員配置では幼児(3~5歳児)では、ドイツ、ニュージランド10対1、フランス、イギリス、アメリカで8対1、スウェーデン5対1となっており、わが国の最低基準が3歳児20対1、4・5歳児30対1と、あまりにも低水準にとどまってきたこと等、少子化対策全般に抜本的な改善と財源投入が求められています。

《各審議会での議論》

○ 経済財政諮問会議における100万人の新雇用戦略や、潜在保育需要として想定される100万人の新待機児童ゼロ作戦の提案等が相次いで発表され、就労支援対策として保育所制度の再編成を促してきました。ただ、今回の次世代育成支援の制度の構築にあたっては、就労支援に加えて、保育の質を担保した量の拡大、在家庭の子育て支援体制の必要性についても、大きく取り上げてきており、議論の柱は、大きくいって二つの流れがあります。

《就労支援機能》

○ 前者の「就労支援としての保育所改革」は、平成9年の直接補助方式検討等を 俎上にあげて以来、10数年にわたる規制改革会議の議論があります。現行の保 育所制度を解体して、市場原理に基づく直接契約・直接補助、バウチャー制の 導入等をという、子どもの利益を無視した乱暴な改革を主張し続け、低コスト による改革を主張し続けています。また、地方分権改革推進委員会は、最低基 準の切り下げや地方一任、幼保一元化の実現、保育所運営費の一般財源化等を 迫ってきています。さらに、社会保障費の抑制(毎年、社会保障費のうち2,200 億円を5年間削減)等の保育制度に対するネガティブな改革論や安易な解体論が 根強くあります。

《 包括的支援の仕組み 》

○ これに対して、後者の流れは、平成19年に発足した『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議』(以下、重点戦略会議という)で、従来のように就労支援のための受け皿づくりという「量」のみに力点を置いた労働・経済政策としての保育所の再編成ではなく、働き方の見直しと、保育の「量とともに質」を視点に入れた制度設計が必要であるとして議論されてきました。平成19年末の同会議のまとめでは、「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造」を解決するため、包括的次世代育成支援の枠組み構築として、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の必要性を強調しています。

また、欧州各国に照らして家族政策の充実をうたい、具体的には、すべての子ども・家庭に提供される枠組みとし ①就労と子育ての両立支援(とくに出産

前から3歳未満児等) ②すべての子どもの健やかな育成支援 ③育成基盤となる地域の取組が必要であるとしました。また、次世代育成支援は未来への投資とし、質を担保した保育を中心に、次世代育成支援の制度の設計が必要としました。

そして、これらの内容を具体的に検討していくため、議論の場を厚生労働省に移し、社会保障審議会少子化対策特別部会(以下、特別部会という)を設け、1年にわたって検討してきたものです。

- 2. 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計
- 《 規制改革等の圧力に対抗しうる改革案づくり 》
- こうした状況の中で、保育の市場化を求め、直接契約・直接補助(バウチャー制)や育児保険、保育所運営費の一般財源化等という一連の内閣府の各審議会の 圧力に対抗できる、「新たな仕組み」案が求められてきました。したがって、 今回の「第1次報告案」が、単純に「現行制度維持」だけの内容であるとき、「改 革」を求める圧力に抗しきれないとの見方が大方の見方でした。

そこで、公的な仕組みを崩さず、対象の範囲を限定的ではなく、すべての家庭に広げた子育て支援制度の設計とし、その中核に、保育の質を担保された(最低基準を守った)認可保育所制度を位置づけることが、第1次報告案は提案されています。この「改革」案を修正改善することを前提に、量的拡大とともに保育の質を充実させていく方向で、大幅な財政投入の基礎となるべき施策として切り返していく提案にする必要があります。

《社会保障と税制改革の「中期プログラム」に》

- また、12月という時期にまとめることとしたのは、経済財政諮問会議の「骨太方針2008」(H20.6.27)によって「保育の規制改革は平成20年内に結論を出す」と閣議決定され、足きりされていたことによります。さらに、これは、社会保障と税制、財政の一体改革の道筋を示すための「中期プログラム」(*注1)に、「社会保障国民会議」(注2)から出された最終報告(H20.11.4)の「少子化・次世代育成支援の一元化した抜本的対策」の工程表を加えて作成、盛り込まれるというスケジュール的に追い込まれていた事情によるものと思えます(注3)。
 - *注1= 社会保障と税制、財政の一体改革の中期方針。税制改正実施時期は経済財政諮問会議で検討中。
 - *注2= 社会保障のあるべき姿について、国民に分かりやすく議論を行うことを目的として、閣議決定により開催。少子化対策に1.6~2.3兆円が必要であるとしている。
 - *注3= なお、第1次報告案は最後の調整がついていないため、厚生労働大臣裁定により 21年に持ち越されることになっているが、新しい制度体系(内容は明示されていな いが)で展開することについて、24~25年から移行することを「中期プログラム・ 改革工程表」に盛り込み、すでに閣議決定(12月24日)している。

- 《特別部会の改革議論の前提》
- 特別部会では、検討に当たっての新たな仕組みの前提としては、「①すべての子どもの健やかな育ち ②保護者と子どもの利益が異なることを踏まえ、子どもの発達保障の視点が重要 ③保護者の支援と保育提供者の関係は相互性がある ④人口減少地域の保育機能の維持向上 ⑤保育は生活圏で提供されるのが基本 ⑥新しい仕組み導入には量が必要で、財源確保が不可欠」の6点を、「基本的考え方」(H20.5.20)の中で明らかにし、議論の土台にすえて、これまで検討してきています。

《 改善する改革のポイント 一 評価と課題 》

- 私たちも、これらの議論の前提とてしてあげている視点の大切さについて評価するとともに、これを踏まえて大きくは、以下の3点の問題意識をもって、制度を改善するポイントとしてきました。
 - 1つ目は、核家族化が一般化したなかで、保育所に在園している 200 万人の 子どもたちだけでなく、多くの課題を抱えた子どもたちが家庭で育っており、 すべての子どもたちが活用できる包括的な制度設計が求められている。
 - <u>2つ目</u>に都市部の子ども過密地域だけではなく、子どもたちの減少が著しい地方都市の保育所機能が安定的に運営できるような制度設計が必要である。 そのためにも保育所制度の公的フレームは欠かせない。
 - 3つ目に保育の質的向上を目指した改革が必要である。諸外国、とくに EU 各国に比べて極めて低水準になっている職員の定数基準の改善や、職員の処 遇改善など保育条件の改善を合わせて設計する。

《 「第1次報告案」の具体的課題 ― 全私保連の問題意識 》

○ 上記のポイントについて、審議の過程で意見書として提出するとともに、設置された「保育事業者検討会」の中でも主張してきました。改革案はまだまだ骨格であり、さらに、多くの課題や、未検討の問題も抱えています。第1次報告案の中に、これらのポイントが生かされているところや、不十分な点があります。十分生かされていない点については、引き続き盛り込むように強く要請していく予定です(修正を求める具体的な内容については、次のⅡで詳述します)。

《 1. の包括的制度設計について 》

必要性のある全ての保護者に対して、市町村が「受給権」を付与することによって、保育の必要性を明らかにすることにしており、量的な多寡によって排除しない仕組みとしています。そしてすべての保護者それぞれの受給権に応じた、定型的な保育や、非定型的な一時的保育等の供給体制を市町村が整

備しなければならない責任が発生するとしています。「受給権」という新たな概念については、すべての子ども(家庭)支援という趣旨からみて異論のないところです。

ただ、細分化することはなく、できるだけ大くくりにし3区分程度でいいと 考えられます。

《 2. の安定的運営の基盤について 》

待機児が集中している都市部が話題の中心になりがちでありますが、圧倒的多数の保育所は地方にあり、地方での子どもたちのつながりや親の就労等、地域の子どもセンター的な機能を果たし支えてきています。そうした地方での保育所の機能を維持・向上し、安定的に運営できる施策の必要性があります。小規模園に対しては定員定額制の費用支払いが一つの方法であることを提案しています。

これに対して第1次報告案においては、人口減少の地域の保育機能の維持することができる方向で、取り組んでいく必要があるとし、今後の制度設計に生かしていくとしていますので、是非とも具体的な施策として実現してもらいたいと考えます。

《 3. の保育条件の改善による質的向上について 》

第1次報告案では、認可保育所の質的向上の項を設け、「質」(職員配置、 保育士の処遇、専門性等)を確保しながら「量」の拡大を図り、研修の制度的 保障やステップアップが図れる仕組みを、財源確保とともに検討していくこ とにしています。昨年の「重点戦略会議」や今回の「特別部会」、さらに 11月の「社会保障国民会議」等の審議会で、議論や資料として提出された中で 明らかになったことはたくさんあります。とくに、先に触れましたが、EU 各国の少子化にかける財政投入がわが国の 2~3 倍に上っており、とくに少子 化に歯止めがかかっているフランスはGDP比3%に上っていること。日本の 人口規模に換算すると、10兆円に上る財政投入で、合計特殊出生率2.0の達 成を実現しています。また、諸外国の幼児(3~5歳児)の受持ち定数が、わが 国の1/3の定数になっていること等、世界の実情を明らかにしました。した がって、わが国の財政投入を、現行に加えて少なくとも 1.5~2.4 兆円を投入 する必要があることが、各審議会での一定のコンセンサスとなっており、少 子化対策に大きな影響を与えることになるでしょう。こうした財政の効果的 な投入を図り、すべての子どもを対象とした、定型保育、非定型保育、随時 保育等、様々な供給体制の整備が必要であるとする社会的な環境ができあが りつつあるといえます。なかでも定型保育の中心である認可保育所について は、保育条件を向上させる制度設計が求められ、保育士定数や保育士等の職

員処遇など保育の質の向上につながる改革の必要性がそろっていますので、中でも最低基準の改善が、今回改定となる新保育指針の現場での有効な活用を目指して発出された「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(H20.3.28)の実現のためにも、是非とも実現に向けて大きく踏み出すことを要請いたします。

Ⅱ. 第1次報告案の課題と修正要望

1. 第1次報告案の課題と修正

○ 第1次報告案の仕組みについては、三者関係図の「真ん中」案(図1を参照)が妥当であるとして特別部会でまとまったようです。この案の主な問題点については、図1から判読すれば、次の3点をあげることができます。

- ① 市町村の保育の「実施責任」が曖昧である。
- ② 保育料は応能負担であるべきであるが触れられていない。
- ③ 保育料は市町村に納入するようにすべきである。

《保育の実施責任》

① 市町村の「保育の実施責任」が「保育の実施」という表現にとどまり、「提供体制整備責任」と「利用調整等」が新たに表示されています。つまり、市町村の「保育実施責任」が市町村の「器を作る責任」にすり替わっているのではないかという点です。図1の場合、保育の実施は、指定事業者(保育所)の責任で行うということを意味してきます。議論の中では「きっちりとした公的フレーム」といってきたにもかかわらず、市町村の公的関与がきわめて薄くなってしまいます。

そこで、市町村の「保育の実施責任」(保育所への委託契約)を明示するか、「保育提供体制整備責任」とともに「保育提供責任」を明示していただくよう要請します。加えて市町村が事業者を指定する場合に、指定した責任を明らかにするため市町村と「指定契約」を締結することも必要と考えられます。

《 保育料の応能負担による設定 》

② 保育料については、自由価格ではなく公定価格とされていますが、肝心の保育料設定の根拠を応能制とするのか、応益制とするのか触れられていません。保育料の「応能」と「応益」にすることの違いは、次の③の保育料徴収責任の課題ともセットになって機能してきますが、利用者にとっても、保育所運営・経営にとっても決定的な要素につながっていきます。

「応益」は受け取る「利益の量」に着目して設定され、「応能」は「負担能力」に着目して設定されます。現行制度も建前上は「応益負担」を掲げ保育料最高額は保育単価とリンクしており、その上で「家計の負担を考慮して」実質上「応能負担」を繰り入れています。これは低所得層を排除させないために必要不可欠なことですが、「応益」原則が前面に出れば低所得層が排除される危険性は絶えず残ります。それにもまして、以下に述べるように応益制は最低基準の崩壊につながり、保育の質に影響してくる大問題を抱えています。

《保育単価への影響》

利用した者の「受ける利益の量」ということは、同じ受益量であれば、すべて均一ということになります。ですから応益制による設定は、その利益(サービスの提供)に対して、"いくらコストがかかっているか"からは独立した価格となります。利用時間や年齢の違いがあるものの、定員別の概念(最低基準の要素)がまったくないところで設定されるでしょう。定員別保育単価は、少数定員園の児童が高く設定され、多数定員園は低くなり、小数から多数へと低く傾斜していきます。これは、小規模施設と大規模施設のコストの差を配慮して小規模施設でも経営が成り立つよう、各定員別に「最低基準を遵守する人的配置」を行えるように組み立てられたものが現行の保育単価です。

《 応益負担は大規模化・広域化を促進 》

したがって、応益負担による保育料を保育所が直接徴収し、保育費用を代理 受領していくと、当面は「公定価格」としていても、大規模園でも小規模園で も受益は同じということであれば、「保育単価を公定」し、傾斜させているこ とが、理論的な矛盾として指摘されるでしょう。定員別保育単価が崩れてしま えば、少数園は当然、コスト高をカバーできず、経営が困難になってしまいま す。多数園はスケールメリットが機能し、大規模園の拡大促進として機能して きます。

保育機能の維持向上、安定的運営、保育の質の向上などと本文ではうたっていますが、現実は違った方向に流れていき空文化してしまいます。保育所は性格上、利用する子どもの生活圏でという前提ですすめてきましたが、より大規模化が進行し、部会議論に逆行して、保育所を広域化してしまいます。

さらに以下のような問題点が挙げられます。

- (1) 現行保育単価は職員の経験年数によって傾斜させています。これは職員の 定着によるコスト高をカバーするための優れた方法です。万一「応益性」を 前面に出した価格とした場合、こうした点について利用者からはなかなか理 解され難いものとなること。
- (2) 仮に「応益」を徹底していった場合、日割、時間割の保育料に行きつくことになります。このこと自体の可否は別として、この考え方がそのまま直接保育所の収入に反映することとなると運営はたちまち不安定となり、最低基準を維持することが極めて困難となります。結果、保育士の安定した雇用形態をとることがかなり難しくなります。

《 保育料の直接徴収は利用者補助 = 代理受領 》

③ 保育料を保育所が直接徴収するのであれば、保育所への市町村からの費用

支払いも、利用者への補助を代理受領することになってしまいます。このことによって、利用者補助金が運営費の根拠に反映されることになるため、保育体制に着目して設定されている定員別保育単価という運営費の根拠が、極めて希薄になってしまいます。少なくとも②③の課題は、定員別保育単価の存在にかかわる重大なものです。

したがって、保育料は保育所が徴収代行とすることもよいですが、あくまで 市町村に徴収する責任がある前提でなければ、いずれ理論的矛盾を引き起こし、 市場原理による直接契約という「右側の第3案」に陥ります。このあたりが最 も保育所制度の根源的な課題であると考えますので、保育料の市町村納入と応 能負担について明示して頂きたく、強く要請します。

- 詳細な制度設計に関して、とくに重要な事項としては考えられることは、
 - ・ 市町村の保育実施義務を維持すること
 - ・ 応能負担を原則とした保育料体系を設定すること
 - ・ 保育料は市町村に納入すること
 - ・ 定員別保育単価(月額単価)を確実に維持すること
 - ・ 小規模園の定員定額制を導入すること
 - ・ 障害児保育費が一般財源化されていることからくる市町村の取組み格差の問題
 - ・ 減価償却費(整備資金)の多様な経営主体での取扱いの問題点
 - ・ 認可外保育所の認可化支援の条件、移行期間の問題 等をあげることができます。

2. 今後の課題と具体的な修正要求事項

○今後も引き続き、子どもの最善の利益が守れ、保育の質を向上していくことのできる、配慮された制度設計(保育条件の向上)でなくてはならないことを、強く現場から要請します。また、以上に述べたことは「定型保育」の仕組みであり、今後拡充されるべき「非定型保育」については、別個の仕組みが設計され整備される必要があります。そうした点も含めて、まだまだ細部にわたっては、検討しなくてはならない課題が山積しています。引き続き、保育市場化論を排除するためにも、特別部会の第1次報告案に対して、保育現場の考える不安や危惧が払拭できるよう、子どもにとって最善の利益を保障しうる仕組みを願います。このため全私保連として、図2のように修正を求め、次世代育成支援が、歴史に希望があふれるような子育て支援制度として樹立することを願ってやみません。

《 修正を求める項目 》

第1次報告案の図でいえば、次のアンダーラインの部分について[図2]のように修正を求めます。

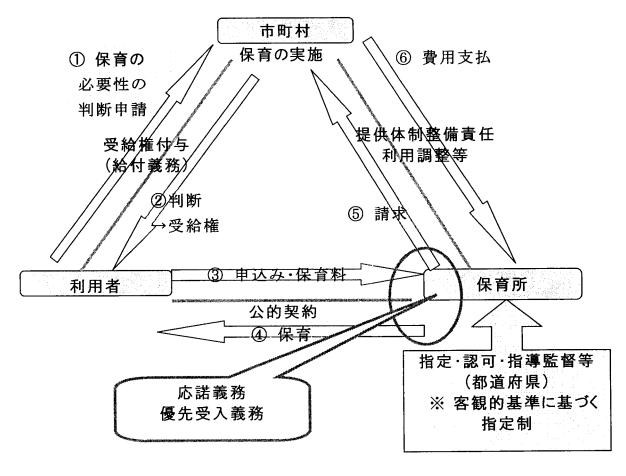
全私保連の改革修正案 (図2参照)

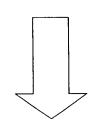
修正する部分はアンダーライン、図では斜線太字の「」内

- ① 保育の必要性の判断の申請
- ② 受給権付与
- ③ 申し込み ただし、保育料については徴収代行は可 a 保育料納入
- ④ 保育 a 利用契約
- ⑤ 運営費の費用請求
- ⑥「運営費ー保育料」ではなく<u>「運営費」全額</u> *新たに
- ◎「提供体制整備責任」を「提供責任」と「提供体制整備責任」とする。 または、基準を満たした保育所の指定を都道府県(指定市、中核市)が実施するとともに、市町村が保育所と「指定契約」を結ぶ
- ◎ この三者関係を総称して公的契約とする

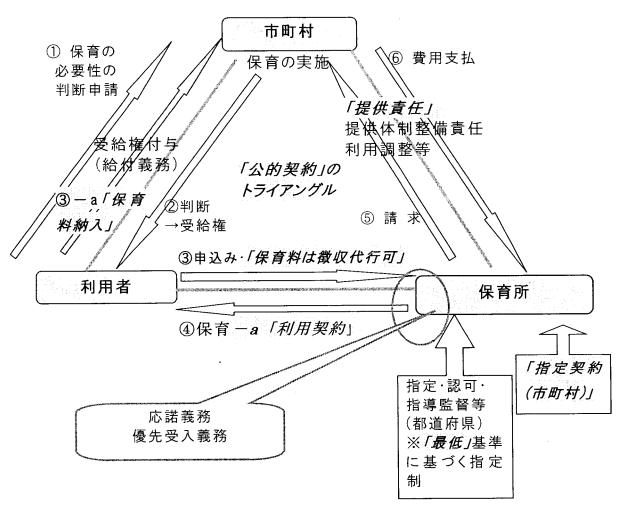
〇少子化対策特別部会 第1次報告案 (図1)

新たな保育の仕組み「サービス保障の強化等+財源確保」(20.12.16)





○全私保連の改革修正案 (図2) 「斜線太字」の網掛け部分



参考資料1-2

平成21年2月16日

今後の保育制度の姿(案)とよりよい改革を目指して ~「受給権」⇒より利用者の主権を明確にする「利用権」へ ~

平成 21 年 2 月 16 日 全私保連 菅原良次

<u>I. はじめに</u>

- 1)保育制度改革を避けて通れるか
 - ①「規制改革会議第3次答申、地方分権改革推進委員会、経済財政諮問会議」等、外部の圧力もあるが、 それだけに左右されてはならない。
 - ② 重要なことは、私たち自身が長年、予算運動等でも掲げてきた「より良い保育と現行制度の改善・充実」を前進させる改革として位置づけること。
 - ③ 社会の変化と子ども・利用者のニーズに応える積極的な改革として捉えること。である。
- 2) 現在の動きを避けて通れないとするなら、より良い保育制度を築くチャンスとして、
 - ①「重点戦略検討会議、社会保障審議会「少子化対策特別部会」(案)」の提案をもとに
 - ② 上記、規制改革会議等の進める「市場原理導入」阻止に繋げていくこと。である。

Ⅱ. これまで一環している連盟の保育制度改革に対する基本的スタンス

- ① 市場原理主義の導入を許さない制度改革
- ② 児童福祉法に基づく「すべての子どもの育ちと家庭の子育て支援」と「最善の利益」の実現をめざす 方向。(児童福祉法第1条2項の上でも「すべての子ども」を対象としている)
- ③ 地方自治体を含む公的責任の明確化と具体的保障。
- ④ 過疎地域を含め「誰でも何処でも、いつでも」利用できる制度設計。
- ⑤ 新保育指針で明確にされた保育内容(養護と教育)を保障し発展させうる方向。
- ⑥ 現行の制度・最低基準、ナショナルミニマムをより積極的に改善・充実させる。
- ⑦ 量的と質を担保するための財源の確保を具体的計画として方向性を示す。
- ⑧ 社会の変化と多様なニーズに応え、すべての家庭における子育てと就労支援を行うこと。
- ⑨ 私たちの認可保育所の保育事業を守り、充実・発展させる方向。

Ⅲ. 子どもたちの育ちと保育内容の向上を保障するため、急ぎ改革すべき現行制度

- ◎ 現在、進められている制度改革の中で、積極的に取り上げ、前進させるべき課題
- 1) 現行制度の優れているところを基礎にした改革
- ① 児童福祉法上の位置づけ(公の関与・責任) ② 最低基準とナショナルミニマム ③ 補助金の単価制度(経営の安定) ④ 公定価格と応能負担 ⑤ 施設への直接補助
- 2) 急ぎ改革すべき現行制度の課題と問題点・・「改善、充実のチャンス」
- ①最低基準 (職員配置、面積等の改善 保育機能強化と質の向上のための緊急課題)
- ②24条但し書の削除(公的責任の曖昧化と認可外、ベビーホテル、認証保育所の増加をまねく原因)
- ③社会のニーズに対応し「保育に欠ける」の改正 ④一般財源化問題(公立関係では公的責任が大幅に 後退、保育基準とナショナルミニマムの空洞化)⑤職員処遇 ⑥専門職保障(研修権など)⑦財源不足
- ⑧市町村責任の明確化 ⑨認可外とダブルスタンダード問題

- Ⅳ.「契約」とは何か、、「新自由主義」と「市場原理導入」が目指す「契約内容」とは何か
 - ◎このことを明確にすることなしに、私たちが反対している契約の本質は見えない
 - 1) 契約とは何か ― 近代社会の社会的ルールであり、信頼関係の証として行う
 - 約束事の形態 ― 当事者同士の直接契約、代理契約、間接契約、委託契約等
 - 考える視点は、「契約内容がどうなっているか」である。
 - 2) 私たちが問題にし、強く反対する市場原理に基づく契約内容
 - ① 需給関係を市場にゆだねる(自由競争) ② 契約は、自己責任で個々人が行う ③ 利用料は、当事者(利用者と事業主)で自由に決める ④ 応益負担 ⑤ 基準は標準基準(自治体、業者ごと)
 - ⑥ 直接補助 (バウチャー) ⑦ 公的補助の後退 ⑧公的関与・責任の後退 (一般財源化) ⑨事業主 (者) に都合が悪い利用者排除 ⑩多様な経営主体の自由参入(企業、認可外、幼稚園、NPO、認 可施設、認定こども園、個人経営、認証保育所等) ⑪企業会計の導入、剰余金の自由化と株主への 配当 ⑫企業への公的資金の投入(当面は施設整備費要求)
 - 3)市場原理主義者、規制改革会議第3次答申、地方分権改革推進委員会等の考えは、上記 2)の内容を主張しており、私たちはそれに対して強く反対の態度を表明してきた。
- V.「少子化対策特別部会」(12 月 16 日) の示した「3 つの案」について
 - ●「第1案」― 現行制度 ●「第2案」― 現行制度を基礎とする「新しい仕組み」案
 - ●「第3案」・・・規制改革会議などが主張する市場原理導入案(上記 IVの2))
 - 1.「少子化対策特別部会」、厚労省事務方は、「第一次ステージ」として「第3案」の道ではなく「第2案」真ん中の「案」で事業者団体との意見調整を進めながらまとめる方向を確認している。特に、 事業者団体と意見調整を図りながら、年度内(3月)に第1次案をまとめることとなっている。

「第1次ステージ」は、基本計画段階 ⇒ 次世代に向けた包括的「理念」提案と計画化

「第2次ステージ」は、上記の ① 具体的政策化 ② 法律、政令・省令化 ③ 財源計画の具体化以下、第2案に沿って説明

2. 今後の保育制度の姿(案)に対する評価と問題点に対する提案、要望

「今回の提案には、積極的な内容が多く含んでいるが、市場主義につながる危険性のある文言、曖昧かっ不明確な点については、修正・再検討を強く求め、より良い制度改革に進むよう要求していく。」

- ◎ 保育制度の在り方に関する基本的考え方
- ・量の拡充、多様なニーズへの対応 → 「財源の確保」を前提に現行制度を改革する方向が示されて おり。この考え方は「当然のことであり」、「評価する」
- 1) 保育必要性の判断 ⇒「市町村 (公) が必要性・量を判断すること」は評価する。

|(1)基本的仕組み|

現行の基準では、保育所が足りない場合「独立した判断」は不可能である。

今回、「「公」により「必要性・量」を判断された者に例外ない「受給権」(仮称)を付与する」となっている。この考えは「保育に欠ける」の現行法の改正に繋がるものであり、またすべての子どもたちを対象にしたものであり評価する。

しかし、◎「**受給権**」については(公)が関与する「利用権」又は「保育権」に変更することを要望する。 その「理由」について

① 給は「給う」(たまう) は上の人が下さるという意味であり時代に沿わないとともに権利を位置づ

けることに対し適切でないこと。

- ② 受給は主に金銭を支給する際に使用される表現であり、現在問題となっている「介護保険」制度の給付においても使用される言葉でありその趣旨が誤解されること。
- ③ 「利用権」「保育権」の表現は、保育の必要性を認め、子どもと利用者の権利保障が明確にされた 表現・言葉であること。

また、◎「**応諾義務**」を明確にされたことは、入所希望者を正当な理由なく拒んではならないという意味であり、当然の考えといえる。

- (2) 判断基準の設定 ・・・市町村「公」が関与しての基準設定であり評価する。
 - ◎「給付対象」の範囲を・・・⇒「補助対象」に文言を変更するよう要望する。「理由」は受給権と同じである。
- (3) 判断基準の内容・・・⇒ 取り上げられている「短期就労・休職者・母子家庭・虐待」などの 4 項目は、「公」の関与が明確にされており、現行の入所要件 7 項目より具体的な要件が明記されており評価する。

2) 保育の提供の仕組み

- (1)利用保障の基本的仕組み⇒「公」が関与しており評価する。
- しかし、◎「受給権」を例外なく⇒「利用権を例外なく・・」に変更を要望。
- また、 ◎ 市町村に保育費用の「給付義務」⇒「補助義務」に変更されるよう要望。
 - ◎ 提供基盤、整備計画を通じて、提供体制整備責任や利用支援からなる<u>「公」の「実施責任」となっており、</u>評価したい。なお「利用権」を例外なく保障することとの関係で、財源の確保が必要不可欠である。

(2)利用方法

◎「受給権に基づく公的契約を結び」となっている箇所を⇒「利用権に基づいて<u>「利用契約」等を結び</u>の表現に変更を要望する。

このように表現した理由は、「公」が関与し「子ども・利用者・保育所」の3者の権利を守り、 両者の義務を明確化することが本来の目的であると考えるからである。

(ただし利用料の自由決定等「経済的契約」は、市場原理の基本であり、そうした「契約」にならないよう強く要望する。)

- 3) 参入の仕組み
- ◎「「客観的基準」を満たす・・・事業者は「給付対象」」という表現を⇒「「最低基準」に・・・「補助対象」」に変更するよう要望したい。(根拠は前述と同様)
- ・「減価償却」については、「公」の関与が検討されており、基本的には理解できる。現在の福祉会計 基準の見直しが行われる際、私たちも要望していた問題でもある。しかし、認可施設と企業経営と 同じように取り扱うかについては、今後、細部を具体的に検討する必要がある。
- ・新たな「**指定制度**」の導入は、あくまで<u>「最低基準」遵守</u>が基本であり、「認可外施設」の導入のところで謳われているが、認可施設への移行とそのための一定の期間を設けることを前提とするべきと考える。

4) 最低基準

しかし、「客観的基準」の表現については「公」が関与すると理解するが、表現を曖昧にせず 「**最低基準**」と改めるよう要望する。

5)費用設定

◎ 所得に関わりなく一定の質を保障する保育価格(公費補助+利用者負担)による(公定価格)・・・⇒「公」が関与する方法であり、評価する。

しかし「公費による補助額」は、現行の保育単価(地域・規模・年齢)を基本とされることを要望する。

- 6) 給付方法(補助方法)
- ◎市町村の利用者への「給付義務」を負う⇒「これまで通り「公」が関与することを評価」 しかし「給付義務」⇒「補助義務」に変えることを要望する。
- ・事実上は市町村が保育所に支払う「代理受領」である。「代理受領」方式は、「公」が関与して「補助内容」を決めることとなっており、バウチャーとは異なる。「代理受領」を全面否定できないが、細目では検討が必要。(補助金の内容とその決め方による。)
- 利用量(必要量)に応じた単価設定・・・⇒「定型と非定型」を区別することを要望する。
- ・保育時間は現行法の8時間を基本に、通勤時間2時間から3時間を加えた10時間~11時間を基本 に定型保育とする。
- ・利用量を「「時間量・日数量」で決め利用料とすること」にはとくに経営の不安定化につながる可能 性があり反対する。その考え、方法については、非定型保育で適用されるべきである。
- ◎「保育料の徴収は、保育所が行う。」・・・⇒「現行の規則通り、市町村が行う」よう要望する。 しかし「公定価格であり幼稚園等のように自由価格ではないこと。」また「現在でも多くの自治体で 実施されていること」等の理由から、市町村が関与し保育所が徴収代行することも考えられる。

7) 認可保育所の質の向上

子どもの「最善の利益」、職員配置、保育士の処遇、専門性の確保、職員の配置基準の見直し等、 財源確保とあわせ検討。研修制度の保障強化等など ⇒「評価できる」

- 8) 認可外保育施設の質の向上
- ◎「最低基準をみたした施設を給付対象とすることを基本」 この、考えについては高く評価する。(しかし、給付は「補助」に変える。)
- ◎「すべての子どもに健やかな育ちを保障・・・」

イコールフイッテングに近づけるという視点から、評価したい。

「一定の水準以上、一定期間の経過的財政支援」については、あくまで「最低基準」「認可施設への移行」と新たな財源確保の遵守が原則であることを指摘しておく。

- 9) 地域の保育機能の維持・向上・・・《略》
- 全体的にみて、総論的であり、具体的な内容と財源の確保については「第2ステージ」で論議される必要がある。

※ 参考

- 「24条」の但し書き・・・「付近に保育所がない等やむをえない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。」
- ・児童福祉法第1条2項・・・「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」

第7回次世代育成支援のため の新たな制度体系の設計に関 する保育事業者検討会

平成21年2月16日

参考資料2

少子化対策特別部会「第1次報告(案)」への 全保協の考え方

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 全国保育士会

社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会・全国保育士会は、今後とも児童福祉法のもとにすべての子どもの育ちを保障する保育制度を発展させ、認可保育所が社会的な使命・役割を果たしていくために、少子化対策特別部会「第1次報告(案)」の「新たな保育の仕組み」について、総合的に判断をいたします。

少子化対策特別部会「第1次報告(案)」の「新たな保育の仕組み」については、公的責任のもとにある現行制度の有効性を反映させ、保育の質と量を確保できる制度設計の検討に引き続き取組んでいくことが必要です。 新たな保育の仕組みの導入は、あくまでも財源確保が前提です。

そのうえで、今後の新たな保育の仕組みの構築の検討においては、次の3つの課題を前提として主張いたします。

1. 「今後の保育制度の姿(案)」への考え方

(1) 子どもの育ちを保障する保育制度を発展させる

- ① 現状の保育をめぐる情勢と課題を踏まえ、利用する子どもと保護者の観点から「すべての子どもの育ちを保障する」重層的な保育制度・子育て支援対策の実現が急務な課題であり、そのために子どもの最善の利益を実現させる新たな保育の仕組みの構築に踏み出すことを、総合的に判断していくことが必要です。
- ② 今後の保育制度の発展を考慮して、さらにこれからも進行していく少子化による変化を踏まえ、今後10年先を考慮した保育制度、保育所の役割と機能をあらためて確認する機会とし、その発展、充実をはかっていくこととが必要です。
- ③ 待機児童対策という視点と、地方における保育機能の維持と保育提供の保障の視点に立って、新たな保育の仕組みの構築に取組んでいくことが必要です。
- ④ あわせて、保育現場の求めている保育の質の向上のために、配置基準の改善、保育士の労働条件の改善、家族支援や障害児保育等、専門知識のある職員の配置、 最低基準の改善、保育時間 8 時間→11 時間の矛盾の改善などについて、新たな保育の仕組みの構築において解決しなければならない課題として取組んでいくことが必要不可欠です。
- ⑤ とりわけ公立保育所の一般財源化は、非正規保育士等の増加など保育の運営体制や保育の質に厳しい課題を突きつけております。保育所の運営費の一般財源化の問題の解消や地方自治体の財政格差による保育所運営への影響を防ぐためにも、新たな保育の仕組みの構築において、公的な責任による「保育の保障」を確立していくことが必要です。

(2) 財源確保が不可欠

- ① 財源を確保するためにも、国民から理解が得ることのできる、子どもの育ちを保障する保育制度改革として、前向きに保育の質の発展を得られるよう、取組んでいくことが必要です。
- ② 地方自治体の財源と判断に委ねられている現行保育制度の課題を改善していくことが必要です。
- ③ また、保護者負担の軽減(4 割負担)がはからなければ、経済的に弱い子育て世帯の負担と保育利用のあり方に限界があります。保護者負担の軽減を実現することが必要であり、そのことへの社会的な理解、支持を得ることが必要です。
- ④ 社会保障のあり方が見直されるこの時期に、保育制度改革の方向性を定め、その前提として「新たな保育制度の構築に財源確保の確約」をとっていくことが必要です。

(3) 地方自治体が保育制度の実施主体であること

- ① 新たな保育制度の構築は、児童福祉法第24条のもとでの保育の質と量の拡充であることを確認しつつ、地方自治体が保育制度の実施責任をもつことを明記することが必要です。
- ② 地方自治体財政再建化法の施行(21 年 4 月)などにより、今後、地方自治体の財政状況が明確にされていくなかで、地方自治体が財政上破綻するような事態も懸念されます。そのような自治体においては国としての財政投入(10/10)をはかり、保育を保障する対策を新たな保育の仕組みの構築の検討において確保することが必要です。
- ③ 子どもの発達において保育の継続性の確保は保障すべきことであり、そのことに対する地方自治体の実施責任と、国による保育の保障をあらためて確認することが必要です。

2. 確認と修正を求める事項、今後の課題

<確認すること>

- → 子どもの育ちの保障、子どもの最善の利益を実現させる改革とすること。
- ▶ 市町村が保育の実施主体であることを基本とすること。
- ▶ 保育所は地域社会(コミュニティ)の基盤であって、児童福祉法第24条にもとづき市町村が 実施主体であること、次世代育成支援法に基づく「後期行動計画」においては、市町村が その計画にもとづき保育所等の整備を行なう義務があることを確認したい。
- ▶ 受給権の付与は行政処分であると確認している。その行政行為においては、現行と変わらない責務が市町村にあることを確認したい。また、市町村の責務の範囲・事項については法令に明記すること(「市町村に保育の質の向上の責任がある」」ということを明記すること)。
- ▶ 客観的に必要性を判断された者に例外なく受給権を付与することにより、市町村には整備 義務が生じる。この理解でよいか確認したい。
- ⇒ 受給権の付与は、「子どもへの保育の保障」との位置づけであり、保護者はその執行を担うことと解されるが、それでよろしいか確認したい。
- ▶ 現行の価格設定、給付方式、費用徴収の仕組みをもとに、新たな保育の仕組みにおいて価格設定などのあり方について検討を行うこと。「保育料徴収の事務」ということであれば保育所で行うことも可能と思われるが、保育料未納のリスク・責任については市町村にあることを確認したい。
- 新たな保育の仕組みの構築には、財源確保が前提であること、財源確保なくして新たな保

育制度の発展はないことを確認したい。このことについて関係省庁の合意を取ること。

- 新たな保育の仕組みの構築の検討において、最低基準の改善や現行保育制度が抱えている課題、とくに一般財源化による問題解決等に必要な財源確保と条件整備を併せて図ること。
- 市場原理(直接契約・直接補助方式)に基づく改革ではないことをあらためて確認したい。⇒ 市場原理に基づく直接契約・直接補助には断固反対する!
- ▶ 保育の量の考え方:保育の特性は、「継続性」である。一日の大半を過ごす継続性のある保育提供(月)を基本の保育提供体制を「単価基準」とすべきであると考える。また、保育の継続性から見ると、さまざまな時間に登園しさまざまな時間に帰る形態では保育の内容と提供に支障をきたすことも懸念される。月単位で基本となる保育の提供体制に必要な単価設定を行うべきと考えているが、現段階で必要量の判断と単価設定をどのように考えているか、考えを聞かせていただきたい。
- ▶ その際に、基本となる保育の提供体制は「出来高払い」でないことを確認したい。
- ▶ 一時預かりや利用時間の短いケースは、初めて受け入れる子どもや保護者への対応もあり、別途、体制強化と整備が必要であって、その運営に必要な単価基準とすべきであると考えるが、どのように考えているか。
- ▶ 指定による安易な事業参入、市場化は認められないと考えており、指定と認可の関係について、「認可」をとらずに「指定」で済むような取り扱いとしてはならない。「認可」と「指定」の関係を明確にすること。
- ▶ 「新たな三者関係」においては、保育所と市町村の間に「提供体制整備責任」と「利用調整」としか書かれていないが、両者において保育事業の実施に関する契約(取り決め)が必要でないか。
- ▶ 受給権を付与するということは、公立保育所も民間保育所でも受給権に基づく仕組みに変わるということを意味すると思うが、公立保育所の一般財源化をもとに戻すという理解でよいか、確認したい。
- ▶ 今後の新たな保育の仕組みの構築の行程を確認したい。具体的な構築の検討にあたっては、引き続き保育事業者の意見を聞く場を設けること。

<修正を求めること>

- 株式会社等に対し「施設整備費(減価償却費)については、運営費に上乗せを検討」とあるが、株式会社等に施設整備費を支弁することは、憲法第89条の趣旨に反するものと考えられる。株式会社等に施設整備費をなし崩し的に支弁するように受けとめられるので、「施設整備費(減価償却費)については、運営費に上乗せを検討」との記載は削除いただきたい。
 - ⇒事業者の設置基準、税法上の取扱いが異なることを前提にして、参入の条件を区分することが必要と考える。
- ▶ 国の最低基準は保育の実施にあたっての最低の基準であり、認可外保育所においても最低基準を遵守することを求める。
 - ⇒ 「客観的基準」は「最低基準であること」を確認しているので、そのように表現を修正されたい。
 - ⇒ 「最低基準到達支援」と「給付対象事業者」は、明確に区分すること。
- ▶ 「受給権」という表現については誤解も多く生じている。基本的な意味合いにあわせ、「子どもに保育を保障する」「保育を利用する権利」というような表現に修正されたい。
- 公的契約を「保育の利用の確認」(公的契約)と修正されたい。
- ▶ 「新たな三者の関係」にある「新たな」の意味が不明であり、「保育利用における三者の関係」と修正されたい。そのうえで、三者の役割と責任をより明確にするべきである。

<今後の制度設計の検討における課題>

- ▶ 保育所保育指針とアクションプログラムにある「保育の質の向上、量の確保」を具体化していくこと
- → 一人ひとりの子どもにしっかり関わることのできる職員配置基準、子どもの発達と保育実践に必要な児童福祉施設最低基準等の改善と格差是正
- ▶ 最低基準の改善((全国社会福祉協議会で進めている保育所の環境・空間の調査研究事業におけるガイドライン、科学的根拠に基づいたエビデンスをもとに改善)
- ▶ 運営費の改善(11 時間保育、延長保育・休日保育等の運営費等)
- 専門性のある職員の配置(看護師、障害児保育、保育ソーシャルワーク)と人材養成、研修事業の拡充
- → 行政、保育所、保護者の三者の利用確認の方法の具体化
- ▶ 自己評価、第三者評価、苦情解決

最後に、わが国は「すべての子どもと家族への支援」を重要な政策方針にあげていますが、保育・子ども家庭福祉に関する予算はわずかに GDP 比 0.75%にとどまっております。この間、国において少子化対策が重点事項とされつつも、国としての「本気さが見えない」としかいえない現状であります。

少子化問題はまさに「日本の危機」との認識や、子どもと家族を社会全体で支えるという意識 改革が十分に社会や国民、政治、行政に理解されていないことも事実です。あらためて、わが国 における少子化政策の意義と方向性をよりわかりやすく社会へ示し、大幅な財源確保をはかり、 政策を実現させていくことが必要不可欠です。

第7回次世代育成支援のた めの新たな制度体系の設計 に関する保育事業者検討会

参考資料3-1

平成21年2月16日

今後の保育制度の姿についての意見

平成21年2月16日社会福祉法人日本保育協会

1. 基本的考え方

児童福祉法は、児童育成の責任として国及び地方公共団体が児童の保護者とともに児童を健全に育成する責任を明確にしており、今後の超少子高齢化社会に向かって子ども一人ひとりを心身ともに健やかに育成することがこれまでに増して重要であります。

また、少子化対策特別部会の「基本的考え方」や今回の第1次報告(案) においても保育制度については、保育の特性として公的性格、情報の非対称 性、質や評価の困難性、選択者と最終利用者が異なることなどを踏まえた制 度改革が前提とされております。

【日本保育協会の意見】

今回提案された新たな保育の仕組みにおける受給権をはじめとする利用 方式は、公的責任が後退しているとともに、これまでの直接子どもの育ちを 保障する保育制度が、保育費用を公的に保障するという現金給付的な考え方 になっております。

従って、新たな保育の仕組みにおいても公的責任を明確にし、且つ、後退させない仕組みとするとともに、今後とも公的責任の下に引き続き直接保育を保障する児童福祉制度であることを明確にした仕組みが必要と考えます。 また、保育制度改革に当たっては大幅な財源確保が前提であります。

2. 受給権について

「新たな保育の仕組み」では、保育所の利用を希望する全ての者に保育を保障するという考え方に基づき、保育所の入所決定とは独立して保育に欠ける判断を実施し、保育ニーズの顕在化を図ることにより、保育が必要と判断された者には例外のない「受給権」を付与するとしております。受給権を付与する効果としては、利用者と保育所の間で利用契約を締結した場合に市町村に保護者に対する保育費用の給付義務が発生することとされています。

【日本保育協会の意見】

「受給権」を含む保育の利用の仕組みにおける市町村の保育の実施責任は、 現物給付としての保育の実施から金銭給付としての保育費用の支払いになっており、公定価格などの公的関与があるものの、バウチャー制に繋がるものであり保育の質の低下を招く恐れがあります。

また、当部会においても選択者と最終利用者が異なることを保育の特性として指摘しておりますが、子どもの保育を受ける権利として受給権を付与する考え方としても保育の質は保障されていない。保育は、親の子どもに対する「養育義務」の一部を公が保障する制度でありますが、親の「義務」を「権利」として付与することになり適切ではないと考えます。

従って、受給権には反対です。保育ニーズの潜在化への対応は、独立した受給権を付与するのではなく、入所決定とは独立させた質が確保された保育保障のための認定の仕組みを導入することにより、市町村の保育認定証明書を交付するとともに、登録管理の義務化や待機児童に係る情報の開示などによりニーズの顕在化が可能ではないかと考えます。

3. 利用方式等について

新たな保育の仕組みでは、市町村と保育所との委託契約に代えて、利用者と保育所との間の公的契約(利用契約)とし、保育費用については、利用者への支払いの代理受領として保育所が受領するとともに、公定価格に基づく保育料を保育所が直接徴収する仕組みとなっております。

【日本保育協会の意見】

今回提示された利用方式は、公定価格という公的要素はあるものの公的な 関与が後退し直接契約と変わらない仕組みとなっています。

従って、保育所利用の方式については、利用者、保育所等の関係者に対し 児童福祉の理念に基づき市町村の公的関与の下での契約であることをより明 確にする必要があると考えます。

そのため、公的契約は、市町村の保育の実施責任(法第24条)の下に利用者と保育所がより良い関係を構築する仕組みとし、契約形式は、単に利用者と保育所との取り決めではなく、市町村と利用者及び市町村と保育所間の法令等の規定や関与等をも含めた新たな三者関係の構築を内容とし、公的責

任を明確にしたものが必要と考えます。

併せて、改正後の保育制度が引き続き直接保育を保障する制度であることを明らかにするために、保育に要する費用については個人給付ではなく市町村が保育所に直接支払う仕組みが適切と考えます。

なお、保育料の決定及び徴収については引き続き市町村が行うべきです。

4. 給付方法(補助方式)について

新たな保育の仕組みでは、保育に欠ける判断の基準について、これまでのフルタイム労働者を基本とする基準を拡大し、給付の対象を短時間利用や不定期労働者にも拡大し、就労量に応じた必要量を判断し、給付上限量(時間)を例えば、週あたり2~3区分程度で判断するとされています。

【日本保育協会の意見】

保育所は子どもの生活の場でもあることを考慮する必要があることも踏まえ、給付上限量の設定は、単に就労量に応じた上限量のみで決めるのではなく、子どもの生活や友達関係など子どもの視点をも十分に考慮すべきです。

保育の質については、本年4月から最低基準として厚生労働大臣告示となった保育所保育指針が施行されます。新たな保育の仕組みでは短時間利用や不定期利用などに対しても給付対象を拡大することとされています。従って、短時間利用や不定期利用の保育の質的在り方について一時預かりとの関係を含め議論を深める必要があります。

また、単価設定について、利用量(必要量)に応じた単価設定(週単価制等)に改めることは、事業収入が不安定となると共に、保育士の確保や労働条件など保育所運営及び保育の質に極めて深刻な影響を及ぼすものであり、障害者福祉制度において憂慮すべき問題となっております。従って、保育の質を確保し安定的な運営のため、現行制度に係るフルタイム利用者については月額保育単価制を維持すべきです。

5. 事業者指定制度の導入等

待機児童や潜在需要に対する量的拡充を図る必要があるため、新たな保育の仕組みでは、保育所の認可制度が財政的な制約等による裁量性があることを理由として、認可制度とは別に客観的基準による事業者指定制度を導入す

ることとしております。

【日本保育協会の考え方】

認可保育所は、これまで保育の質の向上に大きな役割を果たしてまいりました。認可制度に加えて事業者指定制度を導入することについては、事業者指定のみの認可外保育施設にも給付を拡大することになり、最近の企業の保育所からの突然の撤退などの問題や保育の質の低下などが懸念されます。

従って、今後とも保育の質の低下を招かないようにするため、事業者指定 制度の導入には反対です。

また、減価償却費相当額を運営費に上乗せすることを検討するとされていますが、認可保育所の改築や社会福祉法人の役割等を踏まえ引き続き施設整備費の補助制度を維持すべきです。

第7回次世代育成支援のための 新たな制度体系の設計に関する 保育事業者検討会

平成21年2月16日

資料3-2

今後の保育制度の姿(案) についての日本保育協会の修正意見

1 保育の必要性等の判断

休月の必安	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
(1) 基本的仕組	 市町村が、 ① 保育の必要性・量 ② (需要が供給を上回る場合)利用希望者間の優先度 ③ 受入先保育所の決定を一体として判断。 ※ 受入先保育所が足りない場合は、保育の必要性・量について、独立した判断はなされず 【想定される課題】 ● 保育の必要性・量の判断が独立してなされないため、需要が明確にならない。 ● 保育の実施義務の例外ともあいまって、十分なサービス量の拡充が進まない。 	○ 市町村が、 ① 保育の必要性・量 ② 優先的に利用確保されるべき子ども (母子家庭、虐待等)かどうか を判断。 ※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施。 → 客観的に必要性が判断された者に対する例外ない受給権付与により、需要も明確化。 ※ 保育所に応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)と、優先的に利用確保されるべき子どもの優先受入義務 【想定される課題】 ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。	① 保育の必要性・量・質の拡充 → 受給権については反対。 なお、潜在的な保育需要に対応するため、市町村の責任において客観的に必要性が判断された者に対して例外なく保育に欠ける及び保育を必要とする認定証明書を交付。 併せて、認定証明書交付者の登録管理や待機情報等を情報開示を行い需要を明確化。
(2) 判断基準 <i>の</i> 設定	 ○ 給付対象範囲(短時間就労者、来職者等)、優労 虐待事例等)の基本的事項については国が基準を ○ その上で、地域の実情に応じた基準の設定を可 かな判断基準等) 【想定される課題】 これまで抑制されてきた潜在的な保育需要 	設定。 能に(人口減少地域での子ども集団の保障、 きめ細	

1 保育の必要性等の判断 (続き)

<u> </u>	<u>性等の判断 (続き) </u>		
	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
(3) 判断基準の 内容 (給付対象範囲)	における対象者間(例:フルタイム勤務者無・方法等についてさらに検討。 ※ 短時間勤務者など <u>定期的・短時間利用や</u> を別とするかどうかは、基本的に個々の事けるかどうかさらに検討。	を判断。 帯にかかわらず必要量を判断。 疾病・障害等、虐待事例等)についても保障。 保障。 庭、虐待事例等)に加え、需要が供給を上回る地域 と短時間勤務者)の優先度の判断の必要性の有 、不定期勤務者について、フルタイム利用と受け皿 業者の判断と考えられるが、新たな給付類型を設 ついては、就労者など定期的利用とは、別の受け皿 保障。 、障害者施策との関係も含め、さらに検討。	

(4)給付上限量

○ 現行制度を維持。

(11時間の開所時間内における8時間の利用を基本。11時間の開所時間を超える利用(延長保育)については、実施の有無・保育料の設定ともに、各市町村又は保育所の判断による。)

【想定される課題】

● 当該市町村又は保育所の設定する開所時間 (例:7時~18時)に利用時間帯が合致するか否 かで、利用できる量や保育料が決まり、不公 平な側面(早朝・夜間にまたがった利用者等)。

- <u>利用者ごとに、給付上限量(時間)を</u>、例 えば週当たり2~3区分程度で判断。
- 働き方の見直しが同時に進められるべきで あることを踏まえ、就労時間と通勤に要する 時間を考慮し、さらに検討。
- ※ 当該時間を超える利用(超過勤務等に伴う利用)に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。
- 【想定される課題】

● 給付上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討。

○現行制度を拡充。

3

1 保育の必要性等の判断 (続き)

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
(5)優先的に利用 確保されるべき子	○ 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家 要性・量の判断と併せ、 <u>優先度を判断</u> 。	 	
を保されるへき子 どものための仕組 み	○ 市町村が、入所保育所を決定。【想定される課題】● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、選択権が十分保障されない場合があり得る。	○ 保育所に、応諾義務(正当な理由なく利用を拒んではならない)を課すとともに、優先的に利用確保されるべき子どもから、受入れを行う優先受入義務を課す。 【想定される課題】 ● 優先的に利用確保されるべき子どもが緊急的に生じた場合の受け皿の確保策についてさらに検討。	
	の利用申込みの勧奨等により意思決定を補佐 措置を実施。 (こうした市町村としての公的関与の中で、虐 支援のネットワークに適切につないでいく仕	g切な選別により、サービス利用ができなくなるこ	
(6)「欠ける」とい う用語の見直し		は「保育を必要とする」など、今後の保育制度の	○保育に欠けるに加え、対象を拡大する部分 については、「保育を必要とする。」と する。

2 保育の提供の仕組み			
	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
(1)利用保障の 基本的仕組み	○ 現行制度維持(市町村による「保育の実施義務」の履行を通じた保障) ○ 現行の「保育の実施義務」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。 ※ 過去、市町村の事業で同化・定着したものは、一般財源化される傾向 【想定される課題】 ● 市町村の割断に委ねる仕組みを維持する以上、より厳格な運用を求めても、厳しい市町村の努力が続けられてきた結果として、待機児童の解消に至らない現状)	 ○ 客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与。 ○ 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用支援(利用調整等)からなる実施責任を課す。 【想定される課題】 ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 	 ○ 客観的に必要性が判断された者に、独立した保育認定により認定証明書を交付し例外なく保育を保障。 ○ 市町村に地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任に加え、包括的な保育の実施義務(法第24条)と併せて保育費用の給付義務、利用支援(利用調整等)からなる実施責任を課す。 ○保育料は市町村が決定し、徴収する
(2)利用方式	○ 市町村一利用者、市町村一保育所の間に 契約関係があり、利用者と保育所の間には 契約関係なし)) 【現行制度維持】 ● 保護者と保育所が協働して機動的により 良い保育を目指していく関係になりにくい (保育所においてニーズに即応した対応が しづらいという声もある。) ● 今後の需要動向が個別の保育所に伝わり にくいなど、供給増が適切になされにくい。	○ 市町村-利用者、市町村-保育所の間の関係・適切な関与に加え、利用者が保育所と受給権に基づく公的契約を結び、より向合う関係に。【新たな三者関係】 ※ 利用者の保育所への申込み手続や、保育所の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の関与や、第三者も含めたコーディネート等の仕組みについてさらに検討。	○ <u>市町村の包括的な実施責任による適切な関与の下に、利用者が保育所と認定証明書に基づく公的契約を結び、より向合う関係を構築【新たな三者関係】</u>
(3) 利用者の手 続負担や保育 所の事務負担 に対する配慮	ー (現行制度を維持)	○ 利用者の申込み手続や、事業者の募集・選考 等の円滑・公平な実施のため、 <u>市町村の一定の</u> 関与(利用調整等)や、第三者によるコーディ ネートの仕組みについて、さらに検討。	○ 現行制度維持 5

3 参入の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
(1)参入の基本的 仕組み	○ 将来の児童数減少等を勘案し、 <u>裁量性ある現行の都道府県の認可制度を存置(待機児童がいても認可拒否が可能)</u> 【現行制度維持】	○ <u>客観的基準を満たす事業者は、給付対象</u> とする仕組みとする。【客観的基準による指定制】	○現行の認可制度を維持する。
	 施設整備費や運営費の国庫負担引上げ等で参入を期待。 【想定される課題】 必要な保育量の拡充が図られず、女性の労働市場参加が進まないことにより、我が国の社会経済が縮小均衡に陥り、ひいては社会保障全体の持続可能性にかかわる。 税源委譲・地方分権の強い流れの中で、国庫負担割合の大幅な引き上げは非現実的。 	【想定される課題】 ● これまで抑制されてきた保育需要が顕在 化するため、財源確保が必要。	
(2) NPO法人 等に対する 施設整備補助	 ○ 現行制度を維持。 (施設整備費補助は、解散時に財産を国庫返納することとなっている社会福祉法人に限定すべき。) 【想定される課題】 ● 初期投資費用が回収できないため、多様な主体の参入が図られず、必要な保育量の拡充が進まない。 	 施設整備費(減価償却費)については、運営費に相当額を上乗せを検討。 集中的な整備を促進するための補助や、経過期間における改修費用等の補助は維持。 【想定される課題】 これまで抑制されてきた供給が顕在化するため、財源確保が必要。 	○施設整備費補助とする。
(3)運営費の 使途制限	○ 現行制度を維持。 (保育所運営費の当該保育所以外の充当を制 限する現行の仕組みを維持。)	○ 他制度の例も参考に見直し。 ※ 社会福祉法人会計基準の適用については、指導監督の適切性が確保できるかどうか等の観点も含め、引き続き検討。 【想定される課題】	○現行制度を維持。
	【想定される課題】 ● 運営実績を有する法人による新規の保育 所開設が行いにくく、必要な保育量の拡充 が進まない。	● 株式配当の可否等について、事業運営の安定性確保、保育事業以外への資金の流出の妥当性等の観点も含めさらに慎重に検討。 ● 保育士の処遇へ与える影響について、さらに検討が必要。	6

3 参入の仕組み (続き)

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
(4)多様な提供主体の参入や、量の 抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督	のあり方、公的関与のあり方、事業者に対す	困難となることがないような措置(指定の際の基準でる監査のあり方等)について、さらに検討。 ための方策のあり方についても、併せて、さらに検	○左記の()書きを削除。

4 最低基準、5 費用設定、6 給付方式 新たな保育の仕組みに対する 新たな保育の仕組み 現行制度維持 日本保育協会の意見 (「サービス保障の強化等+財源確保」案) (「運用改善+財源確保」案) ○「保育の質を確保。」とする。 ○ 客観的基準を満たす事業者を給付対象とし、保育の質を確保。 4 最低基準 【想定される課題】 ● ただちに基準を満たすことが困難な認可外保育施設の質の引き上げ ● 給付対象となるサービスのみでは需要を満たし得ない地域における公平性の確保 ○ 所得にかかわりなく一定の質の保育を保障するため、保育の<u>価格(公費による 補助額+利用者負担額)</u> 費用設定 を公定。【公定価格】 【想定される課題】 付加的サービスについての価格設定等の取扱いについて、さらに検討。 ○ 市町村が保育の実施を確認した上で ○ 市町村が利用者に対する給付義務を負うが、 6 給付方法 〇 現行制度を維持。 実務上は市町村が保育所に対して支払い(代 保育所に対する給付義務を負う。 (市町村が保育所に月単位で運営費を支払い、 (補助方式) 理受領)。利用量(必要量)に応じた単価設定 保育単価は公定価格とし、現行制度に係る 市町村が利用者から保育料徴収。) 利用者の利用は月額単価を維持するなど を基本としつつ、安定的運営に配慮。 ○ 保育料徴収は、保育所が行うことを基本と 保育の質と安定的な運営に配慮。 しつつ、<u>未納があっても子どもの保育が確保</u>

されるよう、また事業者への影響に配慮した

方策(市町村の関与等)をさらに検討。

○対象拡大部分については必要量に応じた単

○保育料の決定及び徴収については市町村が

価とする。

行う。

	現行制度維持 (「運用改善土財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
最低基準のあり方	○ <u>地域によって子どもに保障される保育の質</u> 保すべき。	I が <u>異なることはあってはならず</u> 、最低限の水準を確	○「最低限の水準を確保すべき。」を「最低 基準の維持向上を図る。」と修正。
保育の質の具体的 向上	もの視点をいかに担保できるかという視点に必要。 必要。 その上で、保育の質を考える上では、子ど 地域社会とのつながりを強める場としての機 る環境、保護者の満足感等の視点も重要。	やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子ど立って、保育の質の維持・向上を図っていくことがもとともに親が成長することの支援、子どもと親が能、保護者と保育所がともに子どものことを考え	
	その「質」を確保しながら「量」の拡充を図 ○ 親支援の必要性 障実児の受け入れの増加	、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って等に対応した <u>保育の質の向上(職員配置、保育士の</u> と併せさらに検討。 所の質の確保のために取り組むことや・評価の取組を進めることなども重要。 による監査の徹底・強化、保育士と子どもった点を把握・点検できる仕組み、保育士 践できる保育士の育成・研修、保育士の	○「財源確保と併せさらに検討」を「財源確保」に修正
	ヤップが図れる仕組み(専門性ある保育士や	<u>の強化</u> や、実務経験と研修受講を通じて <u>ステップ</u> ウ、現場の保育士を指導助言する役割など)につい ・配置基準の見直しについて、財源確保と併せさら	○「財源確保と併せさらに検討」を「財源確 保」に修正
·	○ さらに、実務経験と研修受講を通じステッ 価する等により、処遇改善を併せて進めてい ※ 量の抜本的拡充を進めるに当たり必要な ※ 研修の制度的保障の強化に当たっては、 で含め、地域内のすべての保育従事者に対	認可保育所のみならず、認可外保育施設ま	〇「財源確保と併せさらに検討」を「財源確保」に修正
	【想定される課題】 ● 財源確保と併せてさらに検討。		【想定さえる課題】 ●早急に対応。
保育の質に関する 継続的な検証の仕	○ 保育の質が子どもの育ちに与える影響等に より、継続的に検証を行っていく仕組みを構		_ 9

継続的な検証の仕 | 組みの構築 |

8 認可外保育施設の質の引上げ

<u>— риж 371 илт 132</u>	心成り負りガエリ		
	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
認可外保育施設の	○ 最低基準を満たした施設を給付対象とすることを基本。		〇現行制度維持。
質の引き上げ	○ 認可外保育施設に対しては、指導強化により対応すべき。 【想定される課題】 ● 財政支援なしに指導強化のみで質の引き上げを図るのは困難と考えられる。 ○ 認可外保育施設の質の確保・向上に向けて	○ 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、二定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援(最低基準到達支援)が必要。 ※ どの水準の施設まで経過的な最低基準到達支援の対象とするかはさらに検討。 ※ 無資格の従事者が業務に従事しながら資格取役事者に対する研修のあり方等をさらに検討。 ※ 最低基準を満たす保育の量の拡充や、認可外保育施設の経過が表現のよびは不可がある。 ※ 最低基準を満たす保育の量の拡充や、認可外保育施設の経過が表別では、さらに検討。 【想定される課題】 ● ごされる課題】 ● ごされる課題】 ● ごされる課題 【想定される課題 【想定される課題 本道府県の指導監督の強化とともに、	○認可外保育施設に対し、経過的な財政支援も含め認可化を強力に推進。
	地域内のすべての保育従事者を対象とした研 わる者とのネットワーク形成など、市町村と	修の実施や、地域内の認可保育所や子育て支援に関 : 連携した取組をさらに検討。 	
小規模サービス類 型の創設	○ 家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新た 等については、さらに検討。) 【想定される課題】 ● 財源確保と併せてさらに検討。	な <u>小規模保育サービス類型</u> を創設。(※必要な基準	·
早朝・夜間保育	早朝・夜間帯の保育については、その特性【想定される課題】財源確保と併せてさらに検討。	を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。	10

9 地域の保育機能の維持・向上

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
小規模サービス類型の創設	○ 家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新たなり 口減少地域における生活圏域での保育機能のに検討。) 【想定される課題】 ● 財源確保と併せてさらに検討。	<u>∖規模保育サービス類型</u> を創設することにより、人 維持を図る。(※必要な基準等については、さら	○「維持を図る」を「継続的維持を図る。」 に修正。
多機能型の支援	割を併せて担う「多機能型」を支援すること	育て支援拠点や児童館、放課後児童クラブなどの役により、地域の子育て支援の拠点として、また、援する。(※必要な基準等については、さらに検	
人口減少地域にお ける保育機能のあ り方	○ 人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきらに検討。	た機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さ	○「認定こども園の活用も含め」を削除。

10 多様な保育サービス

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
休日保育 夜間保育	○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。	○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。 - 客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与(保育の給付義務) - 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用調整等の支援からなる実施責任を課す。 - 曜日や時間帯を問わず、個人に必要な保育量が認められ、受給権が付与される仕組み。(裁量性のない指定制。) ※ 利用者が限られ、需要が分散していることにかんがみ、市町村による計画的な基盤整備の仕組みをさらに検討。 ※ 児童人口が少ない等により、市町村単位では需要がまとまらない地域における実施方法について、さらに検討。 ※ 夜間保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。	○現行制度維持。
	【想定される課題】 ● 量の拡充が十分に進まない。	【想定される課題】 ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。	

10 多様な保育サービス (続き)

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
延長保育特定保育	○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。	 基本的枠組みは休日・夜間保育と同じ。 (就労量に応じ、保育の必要量が認められることに伴い、連続的にサービス保障がなされる。) 延長保育については、利用者ごとに、給付上限量で判断。働き方の見直しが同時時間と認められるであることを考慮し、対けであることを考慮し、超過勤務等に伴う利用というである財政支援のあり方にしては、カートセンター等を含め、ファミリサルに最適な保育を提供していくか、さらに検討。 ※ 延長保育利用者が少ない場合に、ファミリサルに最適な保育を提供していくか、さらに検討。 【想定される課題】 会科上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、場合、り方を併せて検討。 	○保育時間、開所時間及び保育料等について、 詳細設計において検討。
小規模なサービス 類型の創設	○ 家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新た 等については、さらに検討。)		
病児·病後児 保育		● 事業者参入に関し、 <u>裁量性のない指定制</u> を導入。 ● 実績を評価しつつ、安定的運営も配慮した給付設定を行う。 ※ 働き方の見直しを同時に進めていく必要。 ※ 子どもの健康・安全が確保される水準の保障とともに、利用しやすい多様なサービスの量の拡充に向けた仕組みをさらに検討。 【想定される課題】 ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。	○子どもの視点で検討すべき。

11 情報公表・評価の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見
情報公表・評価の仕組み	用形態や経験年数等を含め、サービスの質に 報公表の仕組みとともに、公的主体が事業者 報提供する仕組みを制度的に位置づけ、具体	めの重要な仕組みであり、評価機関の水準の向上	○保育所最低基準として厚生労働大臣告示とされた保育所保育指針における評価の仕組みが施行されることを踏まえ第三者評価につて見直す。

注:記述のない部分は、新たな仕組みの原案と同じ。